

二宮町公園等整備基準

(目的)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成29年二宮町条例第9号。以下「条例」という。）第23条及び第30条並びに二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の施設整備等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地。
- (2) 緑地 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地。
- (3) 広場 主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とするもののほか、開発区域に主として集会、行事等住民相互の交流等の用に供することを目的として設ける公共空地。

(公園等の設置)

第3条 事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行うときは、次に掲げる公園等を設置するものとする。

- (1) 戸建て住宅及び共同住宅等（特殊建築物のうち共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物及び長屋をいう。以下同じ。）の建築を目的とする開発行為については、公園を設置するものとする。
- (2) 前号に規定するもの以外の建築物の建築を目的とする開発行為については、公園等を設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに該当する区域内で行う開発事業については、公園等を設置しないことができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）の規定に

よる許可を受け、工事の完了公告がされた区域内で行う開発事業

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による認可を受け、換地処分の公告がされた区域内で行う開発事業

(3) 法第29条第1項第4号又は第6号から第9号までに規定する開発行為が終了した区域内で行う開発事業

(4) 条例第20条第1項の規定による完了検査が終了した区域内で行う開発事業

(5) 規則第3条第1項第4号の開発事業

(6) その他開発事業が終了したと町長が認めた区域内で行う開発事業

3 公園施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)に適合するよう整備する。

4 公園内には、公園施設以外の施設を設置しない。ただし、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(協議等)

第4条 事業者は次に掲げる図書を町長に提出し、公園等の計画に関する事前協議を行うものとする。

(1) 案内図

(2) 位置図

(3) 計画図

(4) 構造図

(5) 植栽図

2 事業者は、公園等が完成した段階で、公園管理に必要な図面等を2部町へ提出するものとする。

(公園等の配置)

第5条 公園等は、町道に接して配置し、地形、日照等の条件を勘案し、利用者が安全かつ有効に利用できる場所に配置すること。

2 公園等の敷地形状は、次の基準に適合しなければならない。

(1) 長方形または正方形等のまとまりのある形態とし、屈曲狭長等の複雑な形状としないこと。

(2) 公園等の面積に算入できる敷地は、その角が45度以上で、敷地幅が4メートル以上あるなど、有効に活用できる形状をしていること。

3 公園等は、災害時の緊急避難場所ともなるため、急傾斜地、溢水等の災害が発生しやすい場所を含まないものとする。

(公園等の敷地造成)

第6条 公園等の敷地は、次に定めるところにより造成しなければならない。

- (1) 造成土は、コンクリートガラ、ゴミ等の混入がなく、樹木の育成に適した良質土とする。
- (2) 道路より地盤が高いことを原則とし、隣接地盤との高低差は、極力少なくしなければならない。
- (3) 公園に擁壁を設置する場合は、3.0メートル未満とする。
- (4) 原則として敷地面積に対して、70パーセント以上の平坦地を確保するものとする。

(公園等の舗装)

第7条 公園等の舗装については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 管理用車両の通行が予想される園路については、車両荷重に適した舗装構成とする。
- (2) 広場の舗装は、原則として仕上げ厚4センチメートル以上の石灰岩ダスト舗装とする。

(出入口)

第8条 公園等の出入口は、町道に接し利用者のために適切な位置、構造であると共に、災害時の避難場所としての利用を考慮して、原則2か所以上設けることとする。ただし、地形、規模、施設の配置等によりやむを得ない場合は、協議の上、1か所とすることができるものとする。

- 2 出入口の幅員は、管理用車両等の出入りを考慮し、最低1か所を3メートル以上とし、原則としてコンクリート舗装とする。
- 3 出入口は原則として車止めを設置する。

(排水設備)

第9条 公園等の排水設備について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 樹、管渠、側溝等の構造については、利用者の安全、維持管理を考慮するものとする。
- (2) 公園等の敷地内の雨水は、原則として敷地内浸透処理とし、敷地内の表面雨水が敷地外へ流出しないように排水設備を設置するものとする。

(公園等の植栽)

第10条 公園等の植栽について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 開発区域内に既存の樹木がある場合は、当該樹木を保全し、公園等の整備に活用するものとする。
- (2) 道路等周辺及び公園内の見通しを確保するとともに、防犯上、樹木に

よる死角が生じないようにすることとする。

(3) 高木は、将来の成長を見込んだ樹木選定及び配置とする。

(4) 公園内の緑化率は30パーセント以上とする。ただし、やむを得ないと認められる場合にはこの限りでない。

(5) 有刺木、有毒木、悪臭木、アレルギー症状を起こさせる樹種等は植栽しないこととする。

(休憩施設)

第11条 公園等の休憩施設は、原則として、ベンチ等を1基以上設置し、遊具の配置場所、広場利用及び周辺環境等に配慮した場所に設置する。

(遊戯施設)

第12条 公園内の遊戯施設は、協議の上、設置するものとする。ただし、町の公園再配置計画等により当該公園に遊具の設置が不要と判断された場合はこの限りでない。

2 遊具の選定にあたっては、町と協議することとし、各遊具メーカーによる安全領域を確保できる配置計画及び遊具選定を行うこととする。

3 遊具の設置にあたっては、社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準を準用することとする。

(給水設備)

第13条 公園内の給水設備（水飲み場、手洗い場及び散水栓）は、必要に応じて設置するものとする。

2 給水設備の構造及び配置については、利用者の利便性等を考慮して計画するものとする。

3 給水設備の設置に伴う、申請手続き及び分担金等の経費負担は、事業者が行うものとする。

(便所)

第14条 公園には、必要に応じて便所を設けるものとする。

(照明設備)

第15条 公園には、原則として照明設備を設けなければならない。

2 照明設備の構造及び配置については、日本工業規格照度基準等により適正な所要照度を確保するよう計画するものとする。

3 照明設備には、自動点滅器を設置し、配線は原則として地下埋設とする。

4 照明設備の設置に伴う、申請手続き及び分担金等の経費負担は、事業者が行うものとする。

(園名板)

第16条 公園の主な出入口には、園名板を設置するものとする。

2 園名板の構造及び設置位置については、町長の承認を得ることとする。

3 園名については、町長が定めるものとする。

(緑地又は広場の施設)

第17条 緑地又は広場の施設については、別途協議を行うものとする。

(外周設備等)

第18条 公園等の敷地内境界に沿って、隣接した土地との区分及び立入りの防止のため、境界が明確となる柵、縁石等を設けなければならない。

2 公園等と隣接して、次に掲げる土地又は物件がある場合は、公園等利用者の危険防止のため、必要な措置を講じなければならない。

(1) 急傾斜地及び段差のある箇所

(2) 水面又は湿地

(3) 高圧送電線及びこれに類するもの

(4) その他町長が危険と判断したもの

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長がその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。